

手話通訳相談員設置および 手話通訳者・要約筆記者の派遣について

手話通訳相談員設置

☆市役所での各種手続きやご相談の際にご利用いただけます。

- ◎設置日 : 月曜日から金曜日（年末年始及び祝祭日を除く）
午前8時30分から午後5時まで
- ◎設置場所 : 藤沢市役所障がい者支援課（市役所本庁舎2階）

手話通訳者・要約筆記者の派遣

☆日常生活の中で手話通訳や要約筆記が必要なときにご利用いただけます。

※原則、神奈川県内でのみの派遣です。

具体的には・・・病院の受診時や、お子様の学校行事、保育園の保護者会、
公的機関での手続き、就職の面接など。（詳細は裏面）

◎利用できる方

市内に在住で、聴覚、音声機能又は言語機能の身体障がい者手帳の交付を受けている方

◎費用

無料（手話通訳者・要約筆記者の派遣費用・県内交通費については、市で負担します。）
※県外へ派遣を希望される場合は、一部交通費を負担していただきます。

◎申し込み窓口

障がい者支援課、各市民センター（石川分館を含む）
月～金曜日（年末年始・祝日を除く）午前8時30分から午後5時まで
市民センターのみ（正午から午後1時を除く）

◎申し込み方法

派遣を受けようとする5日前（閉庁日を除く）までに、窓口・FAX（障がい者支援課のみ）・電子申請（携帯・PC）で申請をしてください。電子申請をご希望の方は、藤沢市ホームページ又は下記2次元バーコードをご利用ください。
※緊急を要する医療や教育等につきましては、随時受付をいたします。

☆藤沢市ホームページから申請される方は、e-kanagawa 電子申請（外部リンク）
<http://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142051-u/>よりご申請ください。



2次元バーコード

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市 障がい者支援課
FAX : 0466-25-7822
TEL : 0466-50-3528
e-mail : fj-chokaku-haken@city.fujisawa.lg.jp

主な派遣対象例

区分	主な対象	派遣条件
公的機関手続 に関する事 こと。	国・県・市の行政機関における相談や手続	本人又は家族に 係る事項に限る。
	事件・事故のため、警察署・裁判所等における対応	
	行政機関等による催事、式典への出席	
	行政機関等による説明会の出席、相談、手続	
居住・財産手続 に関する事 こと。	住宅に係る相談、契約等	
	金融取引に係る相談、手続等	
	相続、贈与等に係る相談、手続等	
	成年後見制度等に係る相談、手続等	
医療・介護手続 に関する事 こと。	病気、怪我による受診	
	健康診断、検診、人間ドック、予防接種、出産	
	医師による説明、入退院に係る相談、説明、手続	
	カウンセリング	
	介護施設入所等に係る相談、手続	
教育・保育に関 すること。	面談、進路相談、進路説明会	
	保護者会、授業参観	
	学校等行事	
	入学・入園に係る説明、相談、手続	
	卒業・卒園式への出席	
地域・生涯学習 活動、冠婚葬祭 に関する事 こと。	自治会町内会活動	市内の活動に限 る。
	地区レクリエーション活動	
	学校外クラブ活動	
	地区防災活動	県内の活動に限 る。
	公民館活動、教養講座の受講等	
	結婚式の出席	本人又は家族に 係る事項に限る。
	葬式・法事の出席	
就労に関する こと。	就職の相談、面接、試験	本人又は家族に 係る事項に限る。
	会社説明会	
	資格取得等に係る相談、講習等	県内の活動に限 る。
その他市長が 社会上必要と 認めるもの	事業主管課長が決定するもの	事業主管課長が 決定するもの

☆ここで、掲載されている派遣内容は一例です。対象になるかご不明な場合は、障がい者支援課へご相談ください。